

議事日程第1号

平成24年2月28日（火）

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 男鹿市議会基本条例等調査に関する件

委員長報告（男鹿市議会基本条例等調査特別）、質疑、討論、表決

第4 議会案上程（議会案第24号及び第25号）

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議案上程（議案第1号から第43号まで並びに報告第1号及び第2号）

提案理由の説明（市長）

教育目標の説明（教育委員長）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19人）

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 富山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長 江畑英悦
副事務局長 目黒重光

局長補佐 木元義博
主査 武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	教育委員長	目黒恵子
監査委員	湊忠雄	総務企画部長	佐藤誠一
市民福祉部長	加藤謙一	産業建設部長	三浦源蔵
企業局長	佐藤稔	総務企画課長	小玉一克
船川港記念事業推進室長	大坂谷栄樹	財政課長	田原剛美
税務課長	杉本光	生活環境課長	齊藤豊
子育て支援課長	天野綾子	福祉事務所長	加藤透
農林水産課長	佐藤喜代長	観光商工課長	山本春司
建設課長	渡辺敏秀	下水道課長	伊藤岩男
病院事務局長	船木道晴	会計管理者	伊藤敦
学校教育課長	西村隆	生涯學習課長	鎌田和裕
監査事務局長	杉山武	農委事務局長	高橋郁雄
企業局管理課長	船木吉彰	選管事務局長	(総務企画課長併任)

午前10時47分 開会

○議長（吉田清孝君） これより、平成24年3月定例会を開会いたします。
諸般の報告は朗読を省略いたします。

○議長（吉田清孝君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
9番蓬田信昭君、10番安田健次郎君を指名いたします。

日程第3 男鹿市議会基本条例等調査に関する件

○議長（吉田清孝君） 日程第3、男鹿市議会基本条例等調査に関する件を議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。高野男鹿市議会基本条例等調査特別委員長。12番。

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） それでは、ご報告いたします。
初めに、特別委員会設置の経緯についてであります。地方分権一括法施行以来、地方議会の果たすべき役割及び責任の重要性が増大している中、男鹿市議会においては、昨年1月開催の議会運営委員会で議会基本条例制定の検討の必要性が提起され、

その後、会派代表者会議及び議会全員協議会において検討機関等について協議されました。これにより、「男鹿市議会基本条例等調査特別委員会」は、平成23年6月28日の6月定例会最終日に、議長発議により、設置期間を付託事項の調査終了までとし、議会基本条例制定に関する調査と政治倫理、その他議会改革に関する調査を目的に設置されました。

特別委員会では、議会の最高規範となる議会基本条例の作成を担う責務を委員一人一人が重く受けとめ、10回の委員会での積極的な討議、条例素案への市民意見の募集と住民説明会の開催、市当局との意見交換、2回の議会全員協議会の開催及び先進地視察などにより、調査・審査を重ねてまいりました。

次に、調査・審査の結果についてであります、お手元に報告書として、男鹿市議会基本条例案、男鹿市議会議員政治倫理条例案等を配付いたしておりますので、ご参照願います。

まず、男鹿市議会基本条例案についてであります。

本条例案は、前文と10章21条からなっており、策定にあたっては、「議会は地方自治法の範囲内において、議会及び議員の活動原則等を定めるとともに、市長その他の執行機関及び市民との関係を明らかにし、市民の信託に全力で応えていく」との条例の理念を定め、これを踏まえて、「議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与すること」を条例の目的とし、議会改革に向けた実効性と継続性のある条例案の作成に努めました。

条例に盛り込んだ主要な事項といたしましては、市民と情報や意見の交換を行う場の一つとして議会報告会を実施すること。

一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答の方式进行うことができること。

市長等は、質問した議員に対して、その論点を整理するため、逆質問ができるこ

行政が重要な政策を提案する場合、5つの条件を示すことを求め、政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ること。

各議員の議案に対する対応を市民に公表し、議員の活動に対して市民の評価が的確

になされるような情報の提供に努めること。

議員の地位に基づく影響力の不正な行使を防止するものとし、政治倫理基準等に関し、別に条例で定めること、などあります。

次に、政治倫理、その他の議会改革についてであります、調査項目として、政治倫理、議決すべき事件、議員定数、議員報酬、申し合わせ事項など12項目を抽出し、審議を重ね、各会派のご意見等を踏まえて特別委員会としての考え方をまとめております。

まず、政治倫理については、男鹿市議会議員政治倫理条例を制定することとし、政治倫理基準の事項としては、議員の品位と名誉を損なう一切の不正行為の禁止。地位を利用しての不正な影響力の行使、金品の授受の禁止。市の許認可または請負契約に係る不正な影響力行使の禁止。政治的・道義的批判を受ける恐れのある寄附の受領禁止。市職員人事への介入禁止。疑惑当事者となったときの説明責任の義務などについて規定しております。

また、議決すべき事件については、基本構想、基本計画、都市計画に関するマスター プランの3つの計画の策定、変更または廃止について、議決すべき事件として議会基本条例に規定しております。

また、議員定数及び議員報酬については、今後とも削減について検討することとしております。

また、申し合わせ事項等についてでありますが、本会議初日から一般質問までの休会日数を7日にするよう前向きに検討することとし、決算特別委員会の審査については、一般会計決算と各特別会計決算を分割審査することとし、質疑時間はそれぞれ30分以内で、質疑回数を制限しないこととしております。

以上が調査・審査結果の概要でございますが、本報告書に係る具体的な運用については、さらに協議していく必要がありますので、今後、議会運営委員会等でご協議くださるようお願い申し上げます。

最後になりますが、市民の皆様には、パブリックコメント、住民説明会にご参加くださいり、貴重なご意見、ご提言をいただきまして心からお礼申し上げますとともに、委員各位の熱心な審議及び全員協議会等における議員各位の建設的ご意見など皆様のご協力に感謝を申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（吉田清孝君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより男鹿市議会基本条例等調査に関する件について採決いたします。本件をお手元に配付いたしております男鹿市議会基本条例等調査報告書及び男鹿市議会基本条例等調査特別委員長報告を了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、男鹿市議会基本条例等調査に関する件については、委員会調査報告書及び委員長報告のとおり了承されました。

これをもって、男鹿市議会基本条例等に関する調査を終了いたします。大変ご苦労さまでした。

日程第4 議会案第24号及び第25号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議会案第24号男鹿市議会基本条例の制定について及び第25号男鹿市議會議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番高野寛志君。

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） ただいま議題となっております、議会案第24号男鹿市議会基本条例の制定について及び議会案第25号男鹿市議會議員政治倫理条例の制定について、提案理由を申し上げます。

初めに、議会案第24号男鹿市議会基本条例の制定についてであります。

本議会案は、議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とし、本条例を制定するものであります。

次に、議会案第25号男鹿市議會議員政治倫理条例の制定についてであります。

本議会案は、議会案第24号で提案しております男鹿市議会基本条例第17条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、条文等につきましては、皆様のお手元に配付したとおりでございます。

以上、よろしくご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第24号男鹿市議会基本条例の制定について及び第25号男鹿市議会議員政治倫理条例の制定についてを採決いたします。本2件は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号から第43号まで並びに報告第1号及び第2号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第5、議案第1号から第43号まで並びに報告第1号及び第2号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

- 議案第 1 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 議案第 2 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 議案第 3 号 平成 23 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 議案第 4 号 平成 23 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 5 号 平成 23 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 6 号 平成 23 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 平成 23 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 8 号 平成 23 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 号 平成 23 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 10 号 平成 23 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 11 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 男鹿市土地開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 15 号 男鹿市わかみふれあい創明館条例を廃止する条例について
- 議案第 16 号 男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 男鹿市公民館条例の一部を改正する条例について

- 議案第 18 号 男鹿市立図書館協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 男鹿市水道事業、ガス事業及び簡易ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26 号 光通信網整備工事請負契約の変更について
- 議案第 27 号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 29 号 男鹿市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 30 号 男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 31 号 市道の廃止について
- 議案第 32 号 市道の認定について
- 議案第 33 号 平成 24 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 34 号 平成 24 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 24 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 24 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 24 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 24 年度男鹿市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 24 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 24 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 24 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 42 号 平成 24 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 43 号 平成 24 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 報告第 1 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第 2 号 平成 23 年度男鹿市土地開発公社の決算について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成 24 年 3 月定例会を招集し、新年度予算案を中心とした諸議案のご審議をお願いするものであります、その提案理由の説明に先立ちまして、新年度の市政運営に対する私の所信と主な施策・事業について申し述べたいと存じます。

平成 24 年度は、私にとりまして就任 4 年目となります。

就任時に申し上げました「市民の皆様からのご意見やご要望に沿えるよう、迅速に責任を持った対応をしていくこと、縦割りの組織ではなく横軸の連携の強化により、相乗効果を上げていく」という初心を忘れることなく、市民に最も身近な基礎自治体として、安全なまちづくりのため、地域とのつながりを強めてまいりることを基本とし、市政に取り組んでまいります。

それでは、平成 24 年度における主な施策・事業につきまして、男鹿市総合計画・後期基本計画のまちづくりの基本目標 6 項目に沿って申し上げます。

第 1 点は、「産業の振興」であります。

まず、「観光の振興」につきましては、滞在型観光の推進について、冬季間や閑散期での、スポーツ大会や合宿、教育旅行、各種会議・シンポジウムの誘致を図ってまいります。

現在、3 月に流通経済大学剣道部、八戸工業大学第一高等学校剣道部、8 月には石巻高等学校サッカー部が、本市での合宿を予定しております。

また、5 月に東北地区港湾整備促進協議会総会、7 月にビーチバレー東北選手権大会、8 月に東北総合体育大会・卓球競技、9 月には第 48 回東北サイクリング大会が予定されているほか、12 月に第 2 回なまはげカップ中学生バスケットボール大会、平成 25 年 3 月には、バレーボール男子 V・プレミアリーグ秋田大会の男鹿市での開催が決まっております。

各大会の盛り上がりを図り、誘客につなげてまいります。

次に、「農業」につきましては、「50 パーセント減農薬の米づくり」を推進して

まいります。さらに、航空防除の未実施地域で、水稻のいもち病を育苗段階で防ぐため、水稻防除技術体系確立支援事業に新たに取り組んでまいります。

この減農薬の米は、学校給食と「子育て応援米」に活用してまいります。また、JA秋田みなみや集荷業者のご協力をいただき市民への販売を進めながら、減農薬の米の普及を図り、作付拡大につなげてまいります。

また、分散化した農地の集積に支援する、戸別所得補償経営安定推進事業を新たに実施いたします。

新規就農者の技術研修、戦略・地域特産作物の導入、直売所活動及び女性農業者等の生産活動の支援にも取り組んでまいります。

次に、「林業」につきましては、収入間伐を促進するため、民有林間伐材の運搬費に対する支援を拡充いたします。間伐材は、市内合板工場及び製材工場から受け入れていただいております。

松くい虫、ナラ枯れ対策では、効率的な防除に努め、森林の持つ機能の確保を図ります。また、滝の頭水源周辺等において植林を実施し、水源涵養機能の維持向上と災害の防止に努めます。

次に、「水産業」につきましては、栽培漁業の定着化を促進するため、種苗放流によるつくり育てる漁業の推進と漁業所得の向上を図ります。

男鹿の海森づくり推進協議会では、昨年、試験的に海中施肥やコンブの養殖を実施しております。海中施肥により、今後、藻場造成が見込まれることから、アワビの種苗を1万個増量して放流をいたします。

水産物販路拡大事業では、男鹿で水揚げされたタイ・ブリ・ヒラメ等にタグをとりつけ、男鹿産水産物のブランド化を図ります。また、門前漁港、脇本漁港などの生産基盤の整備に努めてまいります。

次に、「商工業の振興」につきましては、今後、市内で設置が予定されているソーラーパネル付きLED街灯について、再生可能エネルギーに関心の高い市内6企業に共同での製品化を依頼しており、その支援を図ってまいります。

中小企業者の経営安定には、必要な金融の円滑化を図るため、利子補給を行い、経営の安定と雇用の維持を図ってまいります。また、就業機会の拡大のため、市内在住者を対象とした、就業資格取得の支援を行ってまいります。

次に、「船川港の活用」につきましては、ポート・オブ・ザ・イヤー2011グランプリの受賞を大きな弾みとし、平成25年の「海フェスタ」開催に結びつけるべく、平成24年度も港からの元気を発信してまいります。

第2点は、「保健及び福祉の増進」であります。

まず、「高齢者福祉の充実」につきましては、新たに策定いたしました平成24年度から3年間の、第5期「男鹿市老人福祉計画及び男鹿市介護保険事業計画」を確実に実施してまいります。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がい者の方々に対しては、町内会長と民生児童委員に配布した災害時要援護者リストに基づき自主防災組織と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

次に、「子育て環境の整備」につきまして、市では、子育てに係る経済的負担の軽減のため、これまでの未就学児の入院と外来に対する医療費助成を小学生まで拡大いたします。

また、市の単独事業として、県の所得制限により対象外となった世帯に対して、未就学児の入院・外来及び小学生の入院について助成するほか、自己負担上限の1千円についても市独自に助成いたします。

子育て住宅リフォーム助成事業は、対象工事額を引き下げ、小規模でも利用しやすい制度とし、「子育て応援米」支給事業、育児用品購入費補助事業とともに取り組んでまいります。

次に、「健康づくりの推進」を図るため、市では、今年5月30日、「健康づくり」のためのスポーツイベント「チャレンジデー2012」に参加いたします。

この日は、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して、何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合います。

このイベントを通じて、運動による健康づくりを習慣としていただきたいと考えております。

第3点は、「都市及び生活の基盤整備」であります。

まず、「定住環境の整備」につきまして、市民の住環境の向上と市内経済の活性化を図る「住宅リフォーム助成事業」は、交付条件である対象工事額を引き下げ、小規模なリフォームにも支援できる利用しやすい制度とし、補助率を福祉世帯、環境対策

世帯は30パーセント、一般世帯は10パーセントといたします。

総合運動公園の多目的広場は、公式な競技場の大きさを確保し、全面を人工芝とする改修を行います。これまで、芝のグラウンドは、6月から10月までの使用期間内であっても、保守や競技大会前後に養生期間が必要となるなど使用に制約がありました。人工芝のグラウンドをあらゆる市民スポーツに幅広く活用いただくとともに、各種競技大会及びスポーツ合宿誘致につなげてまいります。

次に、「生活排水処理施設の整備」につきましては、公共下水道事業において、新たに女川地区、浦田・樽沢・百川地区、船越萩ノ山地区で事業計画を推進してまいります。

また、船越内子地区、増川地区の管路工事を実施するとともに、門前地区の漁業集落排水事業や合併浄化槽の整備を図ってまいります。

雨水対策として、船越第5排水区で引き続き整備を図ってまいります。

次に、「情報化の推進」につきましては、市内全域において光ファイバーによる超高速通信網が整備されることから、大容量通信を利用し、本庁・若美総合支所・各出張所間では行政情報システムの共有、小・中学校での画像資料の高速ダウンロード、観光ブログなど動画配信の高画質化など、幅広い活用を図ってまいります。

また、男鹿中地区など地上デジタル放送の「新たな難視地区」の抜本対策として、テレビ共同受信施設組合を設立し、順次、受信施設を整備してまいります。

次に、「道路・交通網の整備」につきましては、女川天台線、申川鵜木線及び船越前野杉山線等の整備のほか、なまはげラインの馬生目交差点における直角交差の解消を図ります。

県に対しましては、国道の整備事業化と県道男鹿琴丘線百川バイパスなどの整備について働きかけてまいります。

また、市の単独運行バス事業は、昨年までの実証運行の結果を踏まえ、市内6路線で生活バス路線としての本格運行となります。

第4点は、「安全安心対策の推進」であります。

まず、「防災・消防体制の強化」につきましては、津波時の避難場所や避難経路、標高を掲示した避難場所等表示看板整備を引き続き進めてまいります。避難ビルに指定した建物の屋上フェンスの整備、避難路では、坂道への手すりの設置や路面補修を

行ってまいります。

また、ソーラーパネル付きLED街灯を設置し、停電時にも避難できるよう整備いたします。

地域防災を担う「自主防災組織」の活動に対しましては、沿岸地域の自主防災組織に、災害時避難用のアルミ製折り畳み式リヤカーを配備いたします。

また、秋田大学地域創生センターと連携し、児童生徒への防災教育に努めてまいります。

次に、「環境対策」につきましては、風力・太陽光など再生可能エネルギーによる発電事業計画や技術開発、製品化等の取り組みに対し、支援してまいります。

また、自然環境の保全、CO₂削減について、これまで申し述べてまいりました、森林整備や藻場造成、減農薬農業などに総合的に取り組んでまいります。

第5点は、「人材の育成」であります。

「教育環境の整備」につきましては、市内小中学校児童生徒の学習支援や教員の補助など、学校運営を支援する学校支援員を13校に各1名、図書支援員を中学校区に各1名配置し、きめ細やかな指導、支援を図ってまいります。

また、中学3年生を対象とした学習教室事業に引き続き取り組むほか、専門家の指導による水泳指導や「走る・投げる・跳ぶ」などの基礎体力充実のための取り組みを進めてまいります。

学校施設の耐震化に関しましては、耐震診断が必要とされた5校のうち、未実施であった船川第一小学校と五里合小学校の調査を行います。また、耐震診断の結果を受け、男鹿東中学校の校舎の耐震補強、体育館の改築に着手するほか、船川南小学校、払戸小学校については、児童の安全を最優先とした対策を講じてまいります。

次に、「生涯スポーツ活動の推進」につきましては、総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツフェスティバル、ニュースポーツ教室など市民が気軽にスポーツに参加する環境と機会を増やしてまいります。

次に、「ジオパーク推進事業」につきましては、「男鹿半島・大潟ジオパーク」の世界ジオパーク登録を目指し、専門部署の創設、優れたジオガイドの養成、外国語表記の説明板の整備、ジオツアーアクセスにより、基盤整備と情報発信を進めてまいります。

また、若美庁舎に（仮称）ジオ学習センターを開設し、理科学習や視察見学等の拠

点として活用してまいります。

第6点は、「住民と行政がともに育む地域づくり」であります。

平成24年度は、町内会交付金制度を新たに創設し、自主防災活動事業、地域環境整備事業、地域文化継承事業に取り組む町内会に支援してまいります。

この制度により、平成16年に調印された51の合併協定項目のすべてが実施されることとなります。

次に、「行政運営」についてであります。

平成24年度から、新たな総合行政情報システムが稼働いたします。最新データは、常に2カ所でバックアップ保存され、災害など不測の事態に対応しております。

また、平成24年度は、統合型GISを活用し、ハザードマップや標高表示、避難場所・避難経路・避難所などの災害関連情報と、観光情報のインターネットによる公開を進めてまいります。

以上、新年度における施策・事業の一端を申し上げましたが、その推進にあたっては議会・市民と一緒に、効率的な行政運営に努めてまいります。

議員各位の一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

次に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、印鑑登録証及び印鑑登録証明書の誤発行についてであります。

平成24年1月16日、若美総合支所において、印鑑登録証と印鑑登録証明書が誤って発行されていたことが発覚いたしました。

去る2月16日に、登録者であったご本人からの申し出により分かったものであります。

今回の事態は、印鑑登録証及び証明書の基本的な発行手順を守らなかったため発生したもので、登録者の方には心からおわびを申し上げます。

今後は、二度とこのような事故を起こさないため、発行手順を厳守するよう、職員指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、男女共同参画都市宣言についてであります。

今般、市では、女性と男性が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、「すべての人があらゆる場面で活躍できる社会」の実現を目指し、第2次男鹿市男女共同参画計画を定めたところであります。

これを機会に、広く男女共同参画に対する市民の気運を醸成するため、男女共同参画都市を宣言するとともに、内閣府との共催による記念式典を、男鹿市民文化会館において、3月20日に市の記念日記念式典とあわせて開催することとしております。

当日は、作家・落合恵子さんを講師にお招きし、「育自（いくじ）の時ひとがひとつして生きる」と題して、記念講演をいただくこととなっております。

多くの皆様のご来場をお待ちしております。

次に、消防の広域化についてあります。

男鹿市・潟上市・南秋田郡の消防広域化につきまして、去る2月6日、井川町役場において、今年度3回目の協議会を開催し、組合経費の負担割合について、引き続き協議することいたしました。

今回の協議会では、平成24年4月としておりました統合時期を、平成25年4月に繰り延べすることいたしております。

次に、男鹿市土地開発公社の解散についてあります。

同公社の解散につきましては、昨年12月定例会でご可決いただいたところであります。本年1月20日付けで県知事より解散の認可をいただき、今定例会に同公社の平成23年度決算について報告案件として提出いたしております。

今後、同公社の清算手続きを進め、6月までには清算を結了する予定となっております。

次に、男鹿みなと市民病院の常勤医師についてあります。

かねてから、秋田大学にお願いをしておりました整形外科医について、本年4月から、常勤医として勤務していただくことになりました。

これまで以上の手術が可能となり、医療の充実が図られるものと期待しております。

また、自治医科大学卒業で義務年限内の内科医2名のうち、1名が4月1日付けで他病院へ転出することになり、平成24年度は常勤医師が本年度と同様の12名体制となります。

なお、平成25年度には、現在研修中の内科医1名が復帰し、13名体制となる予定となっております。

次に、雇用情勢についてあります。

12月末現在の秋田県の有効求人倍率は、0.62倍となっております。ハローワー

ク男鹿管内の有効求人倍率は0.51倍で、昨年同期と比較して0.25ポイント増加しております。

今春高校卒業予定の男鹿市出身者230人については、就職希望者は104人で、そのうち23人が男鹿市内、32人が市外、40人が県外に内定されたとの報告を受けております。

また、県のふるさと雇用再生臨時対策基金事業では、1事業所で3人を3月1日から、緊急雇用創出臨時対策基金事業の人材育成事業では、4事業所で8人を4月1日から、それぞれ正社員として雇用するとの報告を受けております。

このような中、就業する上で有利となる資格の取得に必要な経費の一部を助成する就業資格取得支援助成金制度では、2月28日現在で29人が資格を取得し、そのうちガス・アーク溶接などの資格を取得した高校生11人のほか、一般の方では介護職5人、建設業2人、合わせて18人の就職が内定しております。

次に、農業の状況についてであります。

平成24年産米の生産数量目標が昨年の12月27日に県から示され、本市の生産数量目標は1万4千819トンで、前年と比較し、201トン増加しております。

転作目標配分率は、41.1パーセントに減少しております。

農家の皆様へは、JA秋田みなみとともに地区座談会により、国・県の事業制度の周知とあわせ、米の生産調整へのご理解とご協力をお願いしているところであります。

和梨及び葉たばこについては、昨年12月定例会において、出荷数量等が計画を下回る見込みと申し上げましたが、和梨は販売額が1億4千300万円で、前年と比較して1千400万円の減、葉たばこは、販売額が2億3千200万円で、前年と比較して4千300万円の増となっております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本市における昨年1月から12月までの年間漁獲量は5千203トン、漁獲金額は16億5千569万円で、前年と比較して、漁獲量で80トン、1.5パーセントの減、漁獲金額では2千326万円、1.4パーセントの減となっております。

次に、観光の状況についてであります。

昨年1月から12月までの観光客の入り込み数は約193万人で、前年と比較し1

3. 0 パーセントの減、また、宿泊客数は約 15 万 1 千人で、前年と比較し 19.8 パーセントの減となっております。

このような状況から、冬季宿泊補助事業や冬季観光宣伝誘客事業を実施したことにより、昨年 12 月の宿泊客数は 6 千 887 人で、前年と比較し 29.3 パーセントの増、今年 1 月は 5 千 226 人で、前年と比較し 20.5 パーセントの増となっております。

また、12月末に開催した、第 1 回なまはげカップ中学生バスケットボール大会なども、宿泊客の増につながったものであります。

今後は、スポーツ大会や合宿の誘致をはじめ、今年秋に JR 東日本と県などにより行われる「プレデスティネーション・キャンペーン」や、来年秋に秋田県で開催される JR 6 社による「デスティネーション・キャンペーン」のほか、観光需要の回復に向けた「東北観光博覧会」への取り組みなどで、観光誘客に努めてまいります。

次に、椿サミットの開催についてであります。

2 月 24 日に、全国椿サミット協議会総会及び第 22 回全国椿サミット萩大会が山口県萩市で開催され、本市からは私が参加いたしました。

当日は、椿を市町村の花に指定している全国 17 の自治体首長や、日本ツバキ協会に所属する愛好者など約 700 人が参加し、ツバキ製品研究懇談会や交流会など多彩な行事が行われております。

今回の全国椿サミット協議会総会において、本市が平成 26 年度の第 25 回全国椿サミット開催地に内定いたしました。本市の花である椿の情報交換と交流を通じて地域活性化を図るため、この大会の開催に向け準備を進めてまいります。

次に、第 49 回なまはげ柴灯まつりについてであります。

今年は、昨年に引き続き、なまはげ館及び男鹿真山伝承館を無料開放し、好評を得たほか、横手市の雪まつりとの相互連携により、小正月行事「かまくら」1 基を展示し、2 月 10 日から 12 日までの 3 日間開催いたしました。

また、本市からは、2 月 11 日と 12 日の 2 日間、「観光かまくら」へ、なまはげを派遣しております。

ご協力を賜りました真山地区の皆様をはじめ、関係各位に対しまして厚くお礼を申し上げます。

次に、寒風山の山焼きについてであります。

今回は、実施場所を平成15年度実施区域の地震塚周辺とし、3月25日に実施する予定で現在準備を進めているところであります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第2号の平成23年度男鹿市一般会計補正予算の専決処分についてであります。

本2件は、除排雪に係る予算措置について、補正予算の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第3号平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図るとともに、男鹿東中学校校舎棟耐震補強・大規模改造事業費、男鹿東中学校屋内運動場改築事業費、道路補修工事費のほか、秋田県生活バス路線等維持費補助金、雇用奨励金、財政調整基金積立金などを措置したもので、歳入歳出それぞれ4億5千740万円を追加し、補正後の予算総額を178億4千480万円とするものであります。

次に、議案第4号から議案第9号までの各特別会計補正予算についてであります。

本6件は、決算見込みによる調整などを図ったものであります。

次に、議案第10号平成23年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算は、損害賠償請求訴訟に係る和解金及び保険料収入並びに修繕費のほか、医師等修学資金貸付金の返還金を措置したもので、収益的収支の収入で237万2千円の増額、支出で700万円の増額、資本的収支の収入で180万円の増額を見込んだものであります。

次に、議案第11号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、管理職手当を職務に応じて定額とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税の税率及び個人住民税の均等割

等を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、私人にも普通財産を減額譲渡できるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号男鹿市土地開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市土地開発公社の解散に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第15号男鹿市わかみふれあい創明館条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、わかみふれあい創明館及びわかみふれあい創明館横長根分館を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第16号男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、潟端地区集会施設、釜谷地地区集会施設、柳原地区集会施設及び石田川原地区集会施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号男鹿市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号男鹿市立図書館協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会委員の任命の基準を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成24年度から平成26年度までの介護保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による地方公営企業法の一部改正に伴い、資本剰余金の処

分を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号男鹿市水道事業、ガス事業及び簡易ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、根木浄水場増補改良事業に伴い、水道事業の給水人口及び1日最大給水量を変更するほか、地域主権改革による地方公営企業法の一部改正に伴い、利益の処分及び資本剰余金の処分を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市営住宅内子第3団地に建設中の公営住宅4戸について、設置及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船川港金川字姫ヶ沢地内に建設中の単独市営住宅の名称及び位置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船川港金川字姫ヶ沢地内に建設中の単独子育て市営住宅の位置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号光通信網整備工事請負契約の変更についてであります。

本議案は、昨年の6月定例会で議決を経た、光通信網整備工事請負契約の一部を変更するものであります。

次に、議案第27号若美歴史学習交流館の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、若美歴史学習交流館の指定管理者として、渡部町内会を指定するものであります。

次に、議案第28号から議案第30号までは、平成24年度男鹿市一般会計から平

成24年度各特別会計への繰入れについてであります。

本3件は、男鹿市下水道事業特別会計へ6億円以内、男鹿市農業集落排水事業特別会計へ5千800万円以内、男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ6千万円以内を、それぞれ繰り入れるものであります。

次に、議案第31号市道の廃止についてであります。

本議案は、土地改良事業に伴い、芭蕉線など14路線、延長6千794メートルの市道を廃止するものであります。

次に、議案第32号市道の認定についてであります。

本議案は、土地改良事業等に伴い、宮沢新田・石田川原新田線など16路線、延長1万123メートルを市道に認定するものであります。

次に、議案第33号平成24年度男鹿市一般会計予算についてであります。

本予算は、財政の健全性を確保することを基本方針として、観光や農林水産業などの産業の振興、子育て環境の整備、交通体系や地域情報通信基盤の整備、教育環境の整備、地域防災体制の強化、コミュニティ活動や男女共同参画社会の推進など、市民生活に直結するものを重点に措置したもので、歳入歳出予算の総額を164億1千万円とするものであります。

次に、議案第34号平成24年度男鹿市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本予算は、保険給付と保健事業を推進するもので、歳入歳出予算の総額を48億3千474万3千円とするものであります。

次に、議案第35号平成24年度男鹿市診療所特別会計予算についてであります。

本予算は、地域医療確保のため、出張診療を行うもので、歳入歳出予算の総額を2千691万円とするものであります。

次に、議案第36号平成24年度男鹿市介護保険特別会計予算についてであります。

本予算は、被保険者に対し円滑な保険給付を行うもので、保険事業勘定においては、歳入歳出予算の総額を40億9千304万7千円とするもので、介護サービス事業勘定においては、歳入歳出予算の総額を1千608万6千円とするものであります。

次に、議案第37号平成24年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本予算は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険料の徴収等の事務を行うもので、歳入歳出予算の総額を3億5千386万7千円とするものであります。

次に、議案第38号平成24年度男鹿市下水道事業特別会計予算についてであります。

本予算は、公共下水道の整備促進と維持管理を行うもので、歳入歳出予算の総額を15億4千582万7千円とするものであります。

次に、議案第39号平成24年度男鹿市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本予算は、農業集落排水処理施設の整備促進と維持管理を行うもので、歳入歳出予算の総額を7千242万2千円とするものであります。

次に、議案第40号平成24年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本予算は、漁業集落排水処理施設の整備促進と維持管理を行うもので、歳入歳出予算の総額を1億2千964万4千円とするものであります。

次に、議案第41号平成24年度男鹿みなと市民病院事業会計予算についてであります。

本予算は、病院事業に係る診療収入及び経常的な維持管理費並びに資本関係費等を措置したもので、収益的収支では、収入で25億126万6千円、支出で25億6千616万3千円を、資本的収支では、収入で2億3千807万3千円、支出で4億1千106万5千円を見込んだものであります。

次に、議案第42号平成24年度男鹿市上水道事業会計予算についてであります。

本予算は、上水道事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費等を措置したもので、収益的収支では、収入で6億3千28万8千円、支出で6億1千110万円を、資本的収支では、収入で1億6千755万4千円、支出で4億5千842万7千円を見込んだものであります。

次に、議案第43号平成24年度男鹿市ガス事業会計予算についてであります。

本予算は、ガス事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費等を措置したもので、収益的収支では、収入で6億641万9千円、支出で5億8千541万9千円を、資本的収支では、収入で1千500万円、支出で1億9千178万円を見込んだもので

あります。

次に、報告第1号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本報告は、交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分したので、これを報告するものであります。

次に、報告第2号平成23年度男鹿市土地開発公社の決算についてであります。

内容といたしましては、収益的収支では、収入で9千978万430円、支出で3千144万8千139円、単年度収支で6千833万2千291円の純利益となったものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育委員会の教育目標について説明を求めます。目黒教育委員長

【教育委員長 目黒恵子君 登壇】

○教育委員長（目黒恵子君） 皆様、おはようございます。

本日、平成24年3月定例会の開催にあたりまして、日ごろ、本市教育行政の推進に深いご理解と多大なるご支援を賜っております市議会並びに市民の皆様に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

さて、今、日本では「質の高い教育による厚い人材層の形成」、「世界に雄飛する人材の育成」、「スポーツ立国の実現」、「文化芸術立国の実現」、「震災からの将来にわたる持続的な成長の実現」が求められております。本市でも、平成22年12月に策定した「男鹿市総合計画後期基本計画」において、「未来を担う人材の育成」を基本に据えており、その目指す方向は同じと考えております。

それでは、平成24年度学校教育の充実、生涯学習の推進、スポーツ振興等の教育目標について申し上げます。

初めに、学校教育についてであります。

よりよい教育環境の確保に努めるとともに、「生きる力をはぐくむ特色ある学校経営の推進」を基盤として、「確かな学力の育成」、「豊かな人間性の育成」、「たくましい心と体の育成」、「教職員の指導力を高める研修の充実」の4つを柱に、学力向上に向けた取り組みを一層推進し、本市の目指す子供像「強くたくましい心と体に支え

られ、知性と品性を兼ね備えた、「21世紀を生きる子ども」の育成を目指してまいります。

また、小学校は新学習指導要領の今年度の全面実施の取り組みを振り返り、成果と課題を整理して充実・発展に努め、平成24年度から全面実施を迎える中学校は、これまでの準備等を含め遗漏のないよう取り組むとともに、国際理解教育やキャリア教育、防災教育など、今日的課題への対応を一層進めてまいります。

第1点は、「確かな学力の育成」であります。

本市の児童生徒の学力は、平成23年度県学習状況調査から小5・小6・中1が県平均を上回っています。これは、これまでの少人数学習やTTによる学習指導方法の工夫改善、学校支援員や生活サポート等の配置による、個を伸ばす指導の充実による取り組みが成果となってあらわれたものと考えます。今後も、これまでの取り組みを一層推進するとともに、「小・中連携の推進」により「基礎学力の向上」に努めてまいります。

第2点は、「豊かな人間性の育成」であります。

「心の触れ合いを大切にし、道徳性を養う道徳教育の推進」、「よりよい生活や人間関係を築く特別活動の充実」、「地域に根ざした総合的な学習の時間の実践」により、児童生徒の「豊かな情操と道徳心」を培うことに努めてまいります。また、体験的な活動や奉仕活動などを通じて、互いの立場や考えを尊重し合い、社会の一員としてともに生きていくことができる「開かれた心」の育成を目指してまいります。さらには、なまはげハートプランやふるさと探訪の事業による地域人材の活用と、地域の素材を生かした体験的・課題解決的な学習の充実を図ってまいります。

第3点は、「たくましい心と体の育成」であります。

安心して切磋琢磨し合える学校づくりに努めるとともに、「楽しい学校」「住みよい学級」づくりや、教育相談等によるいじめや不登校の未然防止、早期発見、即時対応を推進し、自己実現及び望ましい人間関係の醸成を図る生徒指導の充実を目指してまいります。また、児童生徒一人一人が将来の夢や目標を持ち、その実現のために困難にもくじけない強い心や体を育成するよう努めるとともに、専門家による水泳や陸上競技の直接指導が受けられる機会を設定し、「走る・投げる・跳ぶ」などの基礎体力充実のための取り組みを進めてまいります。

さらに、具体的な場面や状況を想定した避難訓練を実施し、地震や津波などへの防災教育を行うほか、不審者対応としての防犯教育の充実を図り、安全管理の徹底に努めてまいります。

第4点目は、「教職員の指導力を高める研修の充実」であります。

県教育委員会、秋田大学、国際教養大学との協定を締結したこと、専門家による講義や博物館等の施設利用など、教職員の研修の機会が充実しました。

今後は、研修の成果を子供の学力向上、国際理解の深化、個を伸ばす教育の充実等に生かす取り組みを推進してまいります。

以上、4つの柱について取り組みを申し上げましたが、これらの取り組みをなお一層充実させるため、「生きる力とはぐくむ特色ある学校経営」を推進いたします。

「生きる力」の育成には、学校と地域との連携を深めながら、ボランティア活動、郷土の自然や歴史、文化等に触れる体験的な学習の充実が必要であります。「地域に開かれた信頼される学校づくり」を目指し、「ふるさとの将来に貢献できる子供の育成」のため、創意ある教育計画の立案、実践を進め、子供たちに「生きる力」をはぐくむよう努めてまいります。また、学習教室の充実や学校給食における地産地消の推進など、本市の特色ある教育活動を推進してまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。

複雑多岐にわたる変化の中で、市民が生涯にわたって心豊かで生きがいのある生活を送れることが大切であります。そのため、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができる地域社会づくりに向け、さまざまな学習機会の提供や、学んだ学習成果が社会還元されるような生涯学習社会の実現を目指します。また、人材の発掘や育成に努め、地域と一体となった学習環境づくりの推進を図ってまいります。

第1点は、「社会教育の推進」であります。

生きがいに満ちた活力ある「生涯学習社会」の実現に向け、社会教育施設の整備・充実に努めるとともに、学習機会や市民が触れ合う交流機会を提供し、人と人とのきずなを大切にする地域社会を目指してまいります。

また、少子化が進む中、子供の豊かな人間性をはぐくむため、家庭、学校、地域が連携し、家庭教育支援体制の充実を図り、地域の教育力向上に努めてまいります。

第2点は、「芸術文化の振興」であります。

市民に心の豊かさや潤いのある生活をもたらすものとして、芸術文化の果たす役割は極めて大切であります。

そのため、市民が文化活動の拠点として市民文化会館など社会教育施設を安心して使用できるよう、整備・充実に努めてまいります。また、芸術文化協会と連携しながら芸術文化活動への支援と芸術文化団体の育成を図るとともに、地区文化祭や市民文化祭などの発表や鑑賞機会の充実に努め、芸術文化活動の振興を図ってまいります。

第3点は、「文化財の保護・継承」についてであります。

国指定史跡の脇本城跡については、平成12年度より20次にわたる発掘調査を行ってまいりました。今年度は、これまでの調査結果を取りまとめた報告書を作成するとともに、保存管理計画や調査・整備基本構想に基づき、歴史学習や地域の誇りを体感する場として活用いただくための環境整備を進めてまいります。

また、日本ジオパークに認定された男鹿半島・大潟地域の地質資源や文化遺産等を適切に保存し、広く市民に周知を図るほか、(仮称)ジオ学習センターの設置など、ジオパークの普及と観光資源としての活用により地域振興を図り、早期の世界ジオパーク登録を目指してまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。

スポーツは、人生を豊かで充実したものにするとともに、健康で明るく活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠であり、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を有しております。

さらなるスポーツ振興を図るため、第1点は、「スポーツ施設の効率的な活用」であります。

平成22年度からは、市民のスポーツ活動の拠点となる男鹿総合運動公園や若美中央公園など体育施設の無料化を実施しておりますが、市民のニーズに効果的に対応するため、良好な施設の保全に努めるとともに、施設の有効活用として各種大会を積極的に誘致してまいります。

第2点は「生涯スポーツの充実」であります。

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、体力の保持・増進及び運動習慣の定着を図るべく、だれもがそれぞれの体力や年齢に応じて気楽に親しむことができる住民総参加型のチャレンジデーやニュースポーツ教室を開催するなど、子供から高

齢者まで、生涯にわたってスポーツを親しめるよう努めてまいります。

第3点は、「競技スポーツの充実」であります。

歴史と伝統を積み重ねた「男鹿駅伝競走大会」、「日本海メロンマラソン」や、昨年度から開催している「なまはげカップ中学生バスケットボール大会」の充実・発展を期してまいります。

また、秋田県で開催される東北総合体育大会「卓球競技」の本市での開催が決定されているほか、全県ビーチバレーボール大会・ビーチバレー東北選手権大会などの開催も決定されております。

今後も引き続き、全県、全国規模のスポーツ大会及びスポーツ合宿の開催・誘致を積極的に図るなど、一層のスポーツ振興、地域活性化に努めてまいります。

以上、平成24年度の教育目標について申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、よろしくご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日29日は議事の都合により休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって明日29日は議事の都合により休会とし、3月1日午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 0時11分 散 会